淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和8年度第2四半期）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （円）税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度新大阪駅及び駅周辺企業等の 帰宅困難者対策事業業務委託	その他	株式会社都市空間研究所　代表取締役　松山　茂	2,013,000	令和8年7月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙1のとおり	－
2	淀川区役所駐輪場出入口スライド門扉修繕 【包括的業務委託】	建物等各種 施設管理	株式会社ザイマックス関西　代表取締役　東浦　定宏	2,316,600	令和8年7月22日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙2のとおり	－
3	令和8年度　西中島小学校及び木川南小学校校地活用 検討支援等業務委託	その他	株式会社建設技術研究所　大阪本社 常務執行役員　大阪本社長　水摩　智嘉	22,154,000	令和8年8月17日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙3のとおり	

【別紙１】

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業業務委託

２　契約の相手方

株式会社都市空間研究所　代表取締役　松山　茂

３　随意契約理由

本事業については、行政・民間企業・鉄道事業者等が一体となり、新大阪駅周辺地区の帰宅困難者対策を推進することを目的としている。平成26年度より本事業を開始し、国土交通省を始めとする他の行政機関や、民間企業・鉄道事業者等と連携して取り組みを進めていることにより、平成29年7月に協議会が発足し、平成31年3月にエリア防災計画（帰宅困難者対策計画）が完成、同計画に基づく実地訓練を経て、令和３年３月には一時滞在施設運営マニュアル及び情報提供拠点運営マニュアルが完成しており、一定の成果が見られている。

大阪市防災減災条例を踏まえ、総合的な帰宅困難者対策を推進していくうえで、課題に対する現状把握と、その改善策を問題提起しながら、協議会の運営、事業趣旨に見合う訓練等の実施、駅周辺エリア防災計画の更新、帰宅困難者対策における施策の提案など、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、単なる価格競争ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式を採用する。

そして、選定委員による本事業の実施能力及び企画提案の内容等を審査した結果、より質の高い業務を遂行し得る委託事業者として認められた株式会社都市空間研究所を今年度の業務委託事業者として契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9743）

【別紙２】

随意契約理由書

１　案件名称

淀川区役所駐輪場出入口スライド門扉修繕【包括的業務委託】

２　契約の相手方

株式会社ザイマックス関西　代表取締役　東浦　定宏

３　随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

淀川区役所総務課（電話番号 06-6308-9625）

【別紙３】

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度　西中島小学校及び木川南小学校校地活用検討支援等業務委託

２　契約の相手方

株式会社建設技術研究所　大阪本社　常務執行役員　大阪本社長　水摩　智嘉

３　随意契約理由

本業務は、次年度に予定している本件校地の活用事業者公募実施にむけ、民間事業者の活用方策案を調査し、その調査結果と過年度に実施したマーケットリサーチや建物調査の結果等から公募条件の骨子を作成することを目的として実施する。

事業実施にあたっては、事業者の技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、もっとも効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。事業者の選定にあたっては、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、評価点の最も高かった事業者を選定した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

淀川区役所政策企画課（電話番号 06-6308-9404）